

官業民営化等WGヒアリング調査票(その他の検査・検定、監視等)

(所管省庁名: 厚生労働省)

1. 名称	社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査
2. 根拠法令	社会福祉法第56条第1項
3. 実施主体	厚生労働大臣(地方厚生局長を含む。)、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の中核市長
4. 従事者数	国12名(本省:法人指導監査官2名、地方厚生局:社会福祉監査官10名) 都道府県等:各自治体の任意配置
5. 予算額	監査旅費:本省 65万2千円、地方厚生局 1363万4千円 指導監督資料作成費:本省 109万3千円、地方厚生局 603万3千円 地方公共団体の予算であるため把握していない。
6. 事業の内容	法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため、必要があると認めるときに当該法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴収し、又は職員に法人の業務及び財産の状況を検査せるもの。
7. 民間移管の具体的な内容	法人が外部監査を行った場合に、所轄庁はその結果等に基づき特に運営に問題が認められないと判断したときは、当該外部監査を、少なくとも2年に1回行うこととされている実地監査とみなすことができる。 ただし、その場合であっても、当該取扱いが続けて行われてはならない。
8. 更なる民間開放についての見解	別紙参照

(別紙)

質問事項

社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査【厚生労働省】

最近 5 か年度において、全国で、社会福祉法第 56 条第 1 項に基づく検査、同条第 2 項に規定する改善措置命令、同条第 3 項に基づく業務停止命令又は役員解職勧告、及び同条第 4 項に基づく解散命令を行った件数を、貴省が把握している範囲でお示し願いたい。

	第 56 条第 2 項	第 56 条第 3 項		第 56 条第 4 項
	改善措置命令	業務停止命令	役員解職勧告	解散命令
10 年度	18	0	1	0
11 年度	16	0	0	1
12 年度	21	0	1	1
13 年度	20	0	2	0
14 年度	13	1	0	0

(「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」厚生労働省大臣官房統計情報部)

第 1 項に基づく検査については、原則として毎年行うことを指導している
(全国で約 19,000 法人)

(注) 特に運営に問題が認められない法人については、実地監査を 2 年に 1 回として差し支えないが、
その場合は書面による監査を行う。

行政処分は公務員が行うにしても、その前段階である検査についても公務員が行わなければならぬ、公務員以外の者に実施させることはできないと考える理由についてご説明願いたい。

立入権限のような強制権限がない民間に検査を委託することによっては、法人監督の目的を十分達成できない。

また、検査のみを民間に委託することとすると、検査を行う者と処分を行う者が異なることとなり、却って非効率になる。

社会福祉法人の検査の事務については、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市又は中核市の長が実施主体となっているが、実施主体によって法の執行にばらつきが生じないよう貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

・「社会福祉法人指導監査要綱」(平成 13 年局長通知)「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成 13 年局長通知)を定め、一定程度のルール化は行っている。

・ただし、上記の論点などがあり、ルール化、マニュアル化できるからといって直ちに民間事業者に委託できるものではないと考えている。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

- ・社会福祉法第56条の規定により、都道府県知事等は報告を徴収し、当該職員に検査させることができるとあるので、その反対解釈として民間事業者に強制権限をもった報告徴収又は立入検査をさせることはできない。

(一般的監督)

第五十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、
社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2～7 (略)

社会福祉法人指導監査業務について

1. 指導監査の目的

社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言・指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

2. 指導監査の実施主体

(1) 都道府県・指定都市・中核市

当該区域内で事業活動する社会福祉法人

(2) 地方厚生局

2以上の都道府県かつ1つの地方厚生局の管轄区域で事業活動する社会福祉法人

(3) 厚生労働本省

2以上の地方厚生局の管轄区域で事業活動する社会福祉法人

3. 指導監査の実施方法等

(1) 監査の種類

ア. 一般監査

毎年実地に行う指導監査。(特に運営に問題が認められない法人に対しては、実地監査を2年に1回として差し支えない。(ただし、実地監査を行わない年にあっては書面による監査を行うこと。))

イ．特別監査

一般監査において運営等に問題が認められた法人及び不祥事の発生した法人等に対し、重点的かつ継続的に隨時実施する指導監査。

(2) 監査項目

「社会福祉法人指導監査要綱」(平成13年3月27日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、理事会の開催状況や事業の運営状況、職務関係の規定状況、資産の管理状況、会計処理の実施状況等を検査。

法人運営は、施設又は事業の運営と相互に密接な関係を有するものであることから、法人監査は、施設等監査における指摘事項を把握した上で実施することとしている。

(3) 監査の結果

監査の結果、改善を要する事項については、改善措置を文書をもって指導。文書による指導を受けた法人は、所定の期限までに改善状況を報告。

指導に係る事項について改善が図られない場合や法令違反などが明らかになった場合は、社会福祉法第56条第2項から第4項までの規定に基づく改善措置を実施。

- ・社会福祉法第56条第2項

改善命令

- ・社会福祉法第56条第3項

業務の全部もしくは一部停止、役員の解職勧告

- ・社会福祉法第56条第4項

解散命令

(参考1)

全国の社会福祉法人数

1. 社会福祉法人数の推移

(各年度3月31日現在)

年 度 末	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
社会福祉法人数	16,691	17,103	17,705	18,313	18,800

2. 地域別社会福祉法人数(平成16年3月31日現在)

北海道	東 北	関東信越	東海北陸	近畿	中国四国	九 州	計
830	1,767	4,937	2,038	2,983	2,274	3,971	18,800

うち厚生労働省所管社会福祉法人数(平成16年3月31日現在)

北海道	東 北	関東信越	東海北陸	近畿	中国四国	九 州	本省所管	計
0	3	45	4	17	4	6	86	165

出典：「社会福祉法人数の報告について」(厚生労働省社会・援護局)

(参考2)

社会福祉法(抄)

(一般的監督)

第56条

- 1 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に關し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。
- 3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
- 5 所轄庁は、第三項の規程により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 第五項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。